

平成 14 年 3 月 28 日
金 融 庁

株式会社日本承継銀行が株式会社石川銀行及び株式会社中部銀行
の営業の譲受け等を行うべき旨の決定について

平成 13 年 12 月 28 日に預金保険法第 74 条第 1 項に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた石川銀行及び平成 14 年 3 月 8 日に同じく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた中部銀行については、本日、両行それぞれ日本承継銀行との連名により、日本承継銀行への営業譲渡について、同法第 61 条第 1 項に基づく適格性の認定の申請がなされたところである。

これを踏まえ、本日、当該申請のあった適格性の認定を行うとともに、同法第 91 条第 1 項第 2 号に基づき、日本承継銀行が石川銀行及び中部銀行から業務を引き継ぐため営業の譲受け等を行うべき旨の決定を行ったところである。

これにより、石川銀行及び中部銀行については、今後、日本承継銀行を救済金融機関として預金保険機構による資金援助の手続きが進められ、預金等負債の全額保護が確保されることとなる。

日本承継銀行からの再承継先（最終的な受皿金融機関）については、関係者において引き続き早期確保に向けた努力を継続することとしており、当庁としてもこれを最大限支援してまいり所存である。